

食品安全委員会第 231 回会合議事録

1. 日時 平成 20 年 3 月 27 日（木） 14:00～15:13

2. 場所 委員会大会議室

3. 議事

（１）食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）

- ・食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき定められた、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）第 1 食品の部
D 各条の「寒天」のハウ酸の試験法を削除すること
（厚生労働省からの説明）

（２）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・農薬 17 品目（②～⑰はポジティブリスト制度関連）
①クロラントラニリプロール ②TCMTB ③イプロバリカルブ
④エタルフルラリン ⑤塩酸ホルメタネート ⑥クロランスラムメチル
⑦シフルフェナミド ⑧スルホスルフロン ⑨ノルフルラゾン
⑩ピメトロジン ⑪ピリデート ⑫ブタミホス
⑬フッ化スルフリル ⑭ベンスルフロンメチル ⑮ベンフルラリン
⑯ミクロブタニル ⑰メプロニル
（厚生労働省からの説明）
- ・食品衛生法第 11 条第 3 項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質
アスコルビン酸
（厚生労働省からの説明）
- ・飼料添加物 2 品目
①L-アスコルビン酸ナトリウム ②タウリン
（農林水産省からの説明）

(3) 動物用医薬品専門調査会における審議状況について

- ・「塩酸ピルリマイシンを有効成分とする乳房注入剤（ピルスー）」に関する意見・情報の募集について

(4) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

- ・添加物「バレルアルデヒド」に係る食品健康影響評価について
- ・添加物「イソバレルアルデヒド」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「オリサストロビン」に係る食品健康影響評価について
- ・動物用医薬品「鶏サルモネラ症（サルモネラ・エンテリティディス・サルモネラ・ティフィリウム）（アジュバント加）不活化ワクチン（「京都微研」ポールセーバーSE/ST）」に係る食品健康影響評価について
- ・動物用医薬品「ピルリマイシン」に係る食品健康影響評価について

(5) BSE対策に関する調査結果等について（厚生労働省からの報告）

(6) 平成20年度食品安全委員会運営計画について

(7) 平成20年度食品安全モニターの依頼について

(8) その他

4. 出席者

（食品安全委員）

見上委員長、小泉委員、長尾委員、野村委員、廣瀬委員、本間委員

（説明者）

厚生労働省 國枝基準審査課長

厚生労働省 加地監視安全課長

農林水産省 境畜水産安全管理課長

（事務局）

齊藤事務局長、日野事務局次長、大久保総務課長、北條評価課長、西村勧告広報課長、酒井情報・緊急時対応課長、小平リスクコミュニケーション官、猿田評価調整官

5. 配布資料

- 資料1 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）

- 資料 2－1 食品健康影響評価について
- 資料 2－2 「クロラントラニリプロール」の食品安全基本法第 24 条第 1 項に基づく食品健康影響評価について
- 資料 2－3 「TCMTB」、「イプロバリカルブ」、「エタルフルラリン」、「塩酸ホルメタネート」、「クロランスラムメチル」、「シフルフェナミド」、「スルホスルフロソ」、「ノルフルラゾン」、「ピメトロジン」、「ピリデート」、「ブタミホス」、「フッ化スルフルル」、「ベンスルフロソメチル」、「ベンプルラリン」、「ミクロブタニル」、「メプロニル」の食品安全基本法第 24 条第 2 項の規定に基づく食品健康影響評価について
- 資料 2－4 「アスコルビン酸」の食品安全基本法第 24 条第 2 項の規定に基づく食品健康影響評価について
- 資料 2－5 L-アスコルビン酸ナトリウムの飼料添加物としての指定並びに基準及び規格の設定に関する食品健康影響評価の意見聴取について
- 資料 2－6 タウリンの飼料添加物としての指定並びに基準及び規格の設定に関する食品健康影響評価の意見聴取について
- 資料 3 動物用医薬品専門調査会における審議状況について〈塩酸ピルリマイシンを有効成分とする乳房注入剤（ピルスー）〉
- 資料 4－1 添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈バレルアルデヒド〉
- 資料 4－2 添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈イソバレルアルデヒド〉
- 資料 4－3 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈オリサストロビン〉
- 資料 4－4 動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈鶏サルモネラ症（サルモネラ・エンテリティディス・サルモネラ・ティフィリウム）（アジュバント加）不活化ワクチン（「京都微研」、ポールセーバーSE/ST）〉
- 資料 4－5 動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈ピルリマイシン〉
- 資料 5－1 BSE 対策に関する調査結果（平成 19 年 10 月末現在）
- 資料 5－2 ピッシングに関する実態調査結果について

- 資料 6 平成 20 年度食品安全委員会運営計画（案）
- 資料 7 平成 20 年度食品安全モニターの依頼について
- 追加資料 食品による薬物中毒事案について（第 36 報：08/03/24）

6. 議事内容

○見上委員長 ただ今から「食品安全委員会（第 231 回会合）」を開催いたします。

本日は 6 名の委員が出席です。また、厚生労働省から國枝基準審査課長、後ほど加地監視安全課長、農林水産省から境畜水産安全管理課長に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第 231 回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、議事に先立ちまして、お手元の資料の確認をお願いいたします。本日の資料は 18 点ございます。資料が多数ありますので、一部は資料番号のみの読み上げとさせていただきます。

資料 1 が「食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）」。

資料 2－1 が「食品健康影響評価について」。

その関連資料として、資料 2－1～資料 2－6。

資料 3 が「動物用医薬品専門調査会における審議状況について」。

資料 4－1 及び資料 4－2 が「添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 4－3 が「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 4－4 及び資料 4－5 が「動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 5－1 が「BSE 対策に関する調査結果（平成 19 年 10 月末現在）」。

その関連資料として、資料 5－2。

資料 6 が「平成 20 年度食品安全委員会運営計画（案）」。

資料 7 が「平成 20 年度食品安全モニターの依頼について」でございます。

また、追加資料として「食品による薬物中毒事案について」がございます。

不足の資料等ございませんでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。

最初に、「（１）食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが

明らかに必要でないときについて（照会）」でございます。資料 1 にありますとおり、3 月 18 日付けで、食品衛生法第 11 条第 1 項の規定に基づき定められた、食品、添加物等の規格基準の第 1 食品の部 D 各条の「寒天」のホウ酸の試験法を削除することについて、厚生労働省から照会がございました。厚生労働省の國枝基準審査課長から説明があります。よろしくお願いいたします。

○國枝基準審査課長 厚生労働省基準審査課の國枝でございます。

それでは、資料 1 に基づいて御説明をしたいと思います。食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときということで、今回、寒天のホウ酸の試験法の削除についての照会ということになります。

めくっていただきまして「1. 経緯」ということで、寒天につきましては、食品、添加物の規格基準の中で寒天の成分規格ということで、ホウ素化合物の含有量ということで 1 g 以下/kg、1,000ppm ですが、定められておりまして、併せてホウ酸の試験法というのが規定されているところでございます。

規定されているものとしましては滴定法ということで、昭和 38 年に定められて以降、改正が行われておりませんでした。近年、分析技術の進歩を踏まえ、機器分析の導入について検討を行いましたところ、実用性が高く、かつ、寒天の成分規格の適否を判断するために十分な精度が得られる試験法ということで、ICP 法、Inductively Coupled Plasma 法ということで誘導結合プラズマ法というものを開発いたしました。

つきましては、当該機器分析の導入に当たり、日々進歩する分析技術に迅速に対応して、適宜試験法の修正を行うことを可能にするために、滴定法を告示から削除し、先ほど御説明しました ICP 法と併せて通知により示すことといたしたいと思っております。

なお、今回の改正は、滴定法の告示からの削除に限定されておりまして、当該試験法の削除が健康に及ぼす影響はなく、あくまでも管理手法の適正化を図るものでございます。

「2. 今後の方針」としましては、食品安全委員会での御回答を受けた後で、告示の改正に係る所要の手続を進めることといたします。

次のページに、参考ということで、現在、告示で示されている試験方法は滴定法になりますけれども、これについての内容の記載がございます。これにつきまして、今回、告示試験法から削除するというので、これについては通知法という形で引き続き存続させていただくということ。

それから、次のページが、今回、新しい機器分析の進展ということで追加された ICP 法で、実際に ICP-AES 法というのと、次のページになりますけれども、ICP-MS 法というの

がございます。これを追加をいたしまして、これについても告示ではなくて、先ほど御説明しました滴定法と一緒に通知で示すというものでございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしくお願いいたします。

○小泉委員 教えてください。このホウ酸の残留基準として、寒天 1 kg 中に 1 g 以下という基準は同じですね。

○國枝基準審査課長 はい。同じです。

○小泉委員 そうすると、今回の新しい方法だと感度が非常に、例えば a の方法だと 2 mg/kg ですから 500 倍ぐらいの感度では測れるということになりますね。こちらの ICP-MS の方は 1 万倍まで測れるということになる。そこまで本当に高価な機械を使って分析して値が出るということが必要なんでしょうか。

○國枝基準審査課長 農薬等の分析でポジティブリストが導入されたということで、実際、登録検査機関などでは既に ICP 法に基づく機器というのが導入されているということです。ただ、自治体によっては、例えば寒天が非常にたくさん作られている長野県などで一部の保健所とか、そういったところでは導入されていない部分はございますが、そういったところは従来の滴定法を使うことができるということで、むしろ登録検査機関とか既にそういった設置がされているところもございますので、割と簡単に感度よくできる方法も導入するということでございます。

○小泉委員 そうすると、記載は、もう測れるところまで、検出限界ぎりぎりまで出すということでしょうか。

○國枝基準審査課長 今回の基準というのは 1,000ppm ということです。寒天にはどうしても天然由来ホウ酸が含まれており、一方、ホウ酸自身に毒性があるということで 1,000ppm というのを基準として定めたものです。場合によっては超えることもあるみたいですが、そういった場合はそういうものを排除する形になっています。そういうことができればいいということですから、どういう形で有効数字をとるかはわかりませんが、1,000ppm 以下というのは担保される形で測るという形になると思います。

○小泉委員 わかりました。

○見上委員長 外にございますか。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○見上委員長 それでは、ただ今の厚生労働省からの説明を聞いた限りにおいては、本件

は、滴定法の告示からの削除に限定されており、また当該試験法の削除が健康に及ぼす影響はなく、あくまで管理手法の適正化を図るものであることから、食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると考えられますが、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移らせていただきます。

「（２）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」でございます。

資料 2－1 にありますとおり、3 月 25 日付けで厚生労働省から、農薬 17 品目及び「アスコルビン酸」、農林水産大臣から、飼料添加物「L-アスコルビン酸ナトリウム」、厚生労働大臣及び農林水産大臣から、飼料添加物「タウリン」について食品健康影響評価の要請がありました。

最初に、厚生労働省の國枝基準審査課長から農薬 17 品目及び「アスコルビン酸」について、説明をよろしくお願いいたします。

○國枝基準審査課長 それでは、引き続き御説明したいと思います。資料 2－2 から資料 2－4 までに基づいて御説明したいと思います。

まず資料 2－2 を御覧いただきたいと思います。クロラントラニリプロールについての食品安全基本法第 24 条第 1 項に基づく食品健康影響評価ということでございます。

「１．経緯」は、クロラントラニリプロールについては本年 3 月 10 日付けで農薬取締法に基づく新規登録に係る申請があった旨、農林水産省から連絡があったところでございます。

食品中の残留基準値の設定を開始するに当たり、食品安全基本法第 24 条第 1 項に基づく食品健康影響評価を依頼するものでございます。

この物質でございますけれども、本薬は殺虫剤ということでアントラニックジアミド系の殺虫剤でございます。昆虫の筋肉細胞内のカルシウムチャンネルに作用して、カルシウムイオンを放出させて筋収縮を起こすものと考えられております。今回、水稻、リンゴ等への適用が申請されているものでございます。

国際的には JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されておられません。

次に、資料 2－3 を御覧いただきたいと思います。そこに記載の農薬でございますけれども、これら TCMTB 以下の農薬について、食品安全基本法第 24 条第 2 項の規定に基づく食

品健康影響評価ということでございます。

「１．経緯」としましては、ポジティブリストが導入された際に、そこに記載の農薬等について暫定基準値が設定されて、今般、評価に必要な資料が収集できたということで、第 24 条第 2 項の規定に基づく食品健康影響評価を依頼するものでございます。

まず、「（１）TCMTB」、本薬は殺菌剤ということで、DNA を合成阻害することにより作用すると考えられているものでございます。ポジティブリスト制度の導入に際しまして、海外基準ということで米国、豪州を参考にし、新たな基準を設定したものでございます。

国際的には JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されておられません。

めくっていただきまして「（２）イプロバリカルブ」、本薬は殺菌剤ということで、菌体の細胞壁の形態及び形成が阻害されることで、菌体の正常な発育を阻害することで作用すると考えられているものでございます。ポジティブリスト制度の導入に際しまして、海外基準ということで米国及びカナダを参考に新たな基準を設定しております。

JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されておられません。

「（３）エタルフルラリン」、本薬は除草剤ということで、雑草の葉芽部や根部の成長点での細胞分裂を阻害することにより作用すると考えられているものでございます。ポジティブリスト制度の導入に際しまして、海外基準ということで、米国を参考に新たな基準を設定しております。

国際的には JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されておられません。

「（４）塩酸ホルメタネート」、本薬は殺虫剤・ダニ駆除剤でございまして、アセチルコリンエステラーゼを阻害することにより作用すると考えられております。ポジティブリスト制度の導入に際しまして、海外基準ということで、米国及びカナダを参考に新たな基準を設定したものでございます。

国際的には JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されておられません。

「（５）クロランスラムメチル」、本薬は除草剤でございまして、アセト酪酸合成酵素を阻害することにより作用すると考えられているものでございます。ポジティブリスト制度の導入に際しまして、海外基準として、米国及びカナダを参考に新たな基準を設定いたしました。

国際的には JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されておられません。

ん。

めくっていただきまして「(6) シフルフェナミド」、本薬は殺菌剤・抗菌剤でございます。ポジティブリスト制度の導入に際しまして、農薬取締法に基づく登録保留基準を参考に新たな基準を設定したものです。

国際的には JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されておられません。

「(7) スルホスルフロン」、本薬は除草剤でございます。アセト酪酸合成酵素を阻害することにより作用すると考えられております。ポジティブリスト制度導入に際しまして、海外基準として、米国、豪州、カナダを参考に新たな基準を設定したものでございます。

国際的には JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されておられません。

「(8) ノルフルラゾン」、本薬は除草剤でございます。カロチノイド生合成におけるフィトエンデサチュラーゼを阻害することにより作用すると考えられているものでございます。ポジティブリスト制度の導入に際しまして、海外基準として、米国、豪州を参考に新たな基準を設定しております。

国際的には JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されておられません。

めくっていただきまして「(9) ピメトロジン」、本薬は殺虫剤でございます。アブラムシ類の摂食障害を起こすことにより作用すると考えられております。ポジティブリスト制度の導入に際しまして、農薬取締法に基づく登録保留基準及び海外基準ということで、米国、豪州を参考に新たな基準が設定されたものです。

国際的には JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されておられません。

「(10) ピリデート」、本薬は除草剤でございます。光合成系における電子伝達系を阻害することにより作用すると考えられているものでございます。ポジティブリスト制度の導入に際しまして、農薬取締法に基づく登録保留基準及び海外基準として、米国、豪州、EU を参考に新たな基準を設定したものでございます。

JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されておられません。

「(11) ブタミホス」、本薬は除草剤でございます。成長点に強く作用し、発生する期間の生育異常、生育停止を引き起こすことにより作用すると考えられているものでござ

います。ポジティブリスト制度導入に際しまして、農薬取締法に基づく登録保留基準を参考に新たな基準を設定したものでございます。

国際的には JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されておりません。

「(12) フッ化スルフリル」、本薬は殺虫剤でございまして、ポジティブリスト制度導入に際しまして、海外基準として、米国を参考に新たな基準を設定したものです。

国際的には JMPR における毒性評価がなされておまして、ADI として 0.01mg/kg 体重/日と設定されております。

めくっていただきまして「(13) ベンスルフロンメチル」、本薬は除草剤でございまして、アセト酪酸合成酵素を阻害することにより作用すると考えられております。ポジティブリスト制度の導入に際しまして、海外基準として、米国を参考に新たな基準を設定したものです。

国際的には JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されておりません。

「(14) ベンフルラリン」、本薬は除草剤でございまして、微小管の集合を阻害することにより作用すると考えられております。ポジティブリスト制度の導入に際して、海外基準として、米国及び豪州を参考に新たな基準を設定したものです。

国際的には JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されておりません。

「(15) ミクロブタニル」、本薬は殺菌剤でございまして、エルゴステロールの生合成過程において、24-メチレン-ジヒドロラノステロールの脱メチル化を阻害することにより作用すると考えられているものです。ポジティブリスト制度の導入に際しまして、国際基準、海外基準ということで米国、カナダ及び EU を参考に新たな基準を設定したものです。

国際的には JMPR における毒性評価が行われておまして、ADI として 0.03mg/kg 体重/日と設定されております。

めくっていただいて「(16) メプロニル」、は殺菌剤でございまして、窒素呼吸系のコハク酸脱水酵素の阻害と考えられております。ポジティブリスト制度の導入に際しまして、食品分類の再構築等に伴い新たな基準を設定したものです。

JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されておりません。

以上でございますが、これらについて食品安全委員会での御評価を得た後、食品中の残留基準値の設定について検討したいと思っております。

引き続きまして、資料 2-4「アスコルビン酸」の食品安全基本法第 24 条第 2 項の規定に基づく食品健康影響評価でございます。

「1. 経緯」で、ポジティブリストが導入された際に人の健康を損なうおそれがないこ

とが明らかであるものということで厚生労働大臣が定めるもの、これを「対象外物質」と言いますけれども、この設定について、今回、該当するアスコルビン酸について、食品安全委員会への御評価をお願いするものでございます。

今回、除外物質としてのアスコルビン酸の御評価を依頼する理由としましては、L-アスコルビン酸ナトリウムというのが本年3月25日付けで農林水産大臣から厚生労働大臣あてに、飼安法に基づく飼料添加物の指定並びに基準及び規格の設定に関する意見聴取がなされたことに伴うものでございまして、L-アスコルビン酸ナトリウムを含むアスコルビン酸については、ポジティブリスト制度が導入された際に対象外物質として定めたということでございましたので、これに合わせまして、評価に必要な資料が収集できたということで、第24条第2項の規定に基づく食品健康影響評価を依頼するものでございます。

「2. 評価依頼物質の概要」、本剤はビタミン剤ということで、我が国では、アスコルビン酸として使用されている動物用医薬品、飼料添加物としては、L-アスコルビン酸、L-アスコルビン酸カルシウムなどが既にございまして、ポジティブリスト制度の導入に際して、これらについてはアスコルビン酸という形で対象外物質として定めたものでございます。

国際的にはJECFAにおける毒性評価としては、アスコルビン酸、これはL-アスコルビン酸、L-アスコルビン酸ナトリウム、L-アスコルビン酸カリウム及びL-アスコルビン酸カルシウムですけれども、このグループとしてADIについては設定しない(not specified)とされているものでございます。

「3. 今後の方向」ということでは、食品安全委員会での御評価を受けた後、薬事・食品衛生審議会において、アスコルビン酸について対象外物質とする妥当性について検討する予定としております。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく願いいたします。よろしいですか。

國枝さん、どうもありがとうございました。

次に、農林水産省の境畜水産安全管理課長から、飼料添加物2品目について、説明をよろしく願いいたします。

○境畜水産安全管理課長 畜水産安全管理課長の境でございます。資料2-5と資料2-6に基づきまして御説明をさせていただきます。

まず L-アスコルビン酸ナトリウムの飼料添加物としての指定の件ですけれども、ただ今、國枝課長から御説明がありましたとおりでございます。飼料安全法上は、L-アスコルビン酸など 4 成分につきましてビタミン C の補給という目的で既に指定がされておりました、新たに L-アスコルビン酸ナトリウムを追加しようというものでございます。

農業資材審議会におきましては、昨年 12 月 10 日に既存の飼料添加物と同等の有効性と家畜への安全性が確認されておりました、これを新規に指定し、成分規格、基準を設定するというにつきましては適当であるとの答申を得ているところであります。

次に、資料 2－6 を御覧いただきたいと思います。タウリンの飼料添加物としての指定並びに基準及び規格の設定についての御意見の聴取でございます。

「1. 経緯」にございますように、養魚用飼料の主原料として魚粉が使われておりますけれども、近年、水産資源の激減とか、あるいは中国の魚粉需要の拡大といったことから、この魚粉が枯渇している状況にございます。

したがって、魚粉の代替たん白質源としまして、濃縮大豆たん白などの植物由来の飼料原料の利用を進めているところでございますけれども、魚にとって必須の栄養成分でございますタウリンの飼料中の含量が不足するということでありまして、養魚の十分な生育が得られず実用化に至っていないということでもあります。

今回、タウリンを飼料添加物として新規に指定するという要望が来ておりまして、これは飼料安全法上の用途でございます「飼料の栄養成分その他の有効成分の補給」という目的でございます。

農業資材審議会では、今年 2 月 20 日に資材審議会の下飼料分科会安全性部会の下にございます飼料添加物効果安全性委員会において審議が行われておりまして、有効性、安全性については問題ないという回答を得ております。また、3 月 19 日には規格委員会も開かれておりまして、一定の結論が出ているということでもあります。

「3. 今後の方針」ということで、当委員会から食品健康影響評価の結果を得ましたならば、農業資材審議会飼料分科会で答申を得て、所定の事務手続を経た後に、指定及び規格基準の設定を行いたいと考えております。

なお、国際的には JECFA では 2004 年に香料とか呈味料ということで、安全性の評価がなされておりまして、安全性に懸念はないという結論が得られているところでございます。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容、記載事項につきまして、御意見、御質問がございませ

たら、よろしくお願いいたします。よろしいですか。

どうもありがとうございました。境課長、どうもありがとうございました。

それでは、農薬 17 品目につきましては、農薬専門調査会において審議することとし、飼料添加物 2 品目につきましては、肥料・飼料等専門調査会において審議することといたします。

また、厚生労働省から説明がありました「アスコルビン酸」につきましては、飼料添加物だけでなく、動物用医薬品としての用途もあることから、まず、主たる用途に関連する肥料・飼料等専門調査会で審議をお願いし、次に動物用医薬品専門調査会にて審議をお願いすることといたしまして、評価結果等は両専門調査会からの両座長の連名で委員会に報告していただければと思っています。それで、よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○見上委員長 それでは、そのように進めることといたします。

次の議事に移らせていただきます。

「（３）動物用医薬品専門調査会における審議状況について」でございます。

本件につきましては、専門調査会から、意見・情報の募集のための評価書（案）が提出されております。事務局から説明願います。

○北條評価課長 それでは、資料 3 に基づいて御説明いたします。

今回、評価の要請があったものは、塩酸ピルリマイシンを有効成分とする乳房注入剤でございます。評価書（案）の 2 ページに記載がございますように、本年 2 月 12 日に農林水産大臣より輸入承認に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。動物用医薬品専門調査会におきまして 1 回御審議をいただきまして、本日評価書（案）が提出されたものでございます。

3 ページを御覧いただきたいと思いますけれども、本剤の「1. 主剤」は、ピルリマイシン塩酸塩の水和物であるということでございまして「2. 効能・効果」は、牛の泌乳期の乳房炎ということでございます。

「3. 用法・用量」といたしましては、1 日 1 回 1 乳房当たり 1 容器を 2 日間注入するということでございまして、牛については 20 日間、牛乳では 60 時間の休薬期間を設けられているものでございます。

また、添加剤といたしましては、緩衝剤といたしまして無水クエン酸及びクエン酸ナトリウムが含まれているというものでございます。

「5. 開発の経緯」に記載がございますように、ピルリマイシンはグラム陽性菌に対し

て強い抗菌活性を有するという事で、乳牛の乳房炎治療を目的とする動物専用の薬剤として、米国、EUにおいて既に承認をされているものでございます。

このものにつきましては「国外で使用する動物用医薬品に係る残留基準値設定の要請」いわゆるインポートトレランスの要請によりまして、2005年に食品安全委員会におきまして、有効成分でございますピルリマイシンのADIが設定されております。また、これに伴いまして残留基準値が設定をされているというものでございます。今回は輸入承認ということで、この製剤についての評価の要請があったということでございます。

「II. 安全性に係る知見の概要」でございますけれども「1. ヒトに対する安全性」といたしまして、既に有効成分ピルリマイシンについて、ここに記載のように評価がなされているというところでございます。

4ページ、緩衝剤として用いられております無水クエン酸あるいはクエン酸ナトリウムというものにつきましても、食品添加物あるいは医薬品添加物として既に使用されているというものでございます。

「2. 牛に対する安全性」というところで、本剤の牛における安全性の評価の結果がございまして、1日1回3日間反復投与を行った結果あるいは臨床試験も実施されておりました、それぞれの試験の結果、安全性上問題はない、あるいは有害事象は認められなかったとされております。

したがいまして、5ページ、最終的な食品健康影響評価でございます。本剤の主剤であるピルリマイシンのADIを見直す必要性はないものと考えられる。また、本剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。こういう結論をいただいているものでございます。

このものにつきましては、本日、委員会終了後4月25日まで、国民からの意見・情報の募集に充てたいと考えております。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御質問、御意見がございましたら、よろしくお願いいたします。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることといたします。

次の議事に移らせていただきます。

「(4) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について」でございます。

添加物2品目、動物用医薬品「鶏サルモネラ症（サルモネラ・エンテリティディス・サ

ルモネラ・ティフィリウム）（アジュバント加）不活化ワクチン」に係る食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

また、農薬 1 品目及び動物用医薬品「ピルリマイシン」に係る食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議が終了しております。

それでは、添加物 2 品目につきまして、事務局から説明願います。

○北條評価課長 それでは、資料 4－1 と資料 4－2 に基づいて御説明いたします。

この添加物はいずれも香料として用いられるものでございます。資料 4－1 の 2 ページ「審議の経緯」に記載がございますように、2007 年 3 月 20 日に、厚生労働大臣から添加物の指定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。添加物専門調査会におきまして 1 回御審議をいただきまして、その評価書（案）につきまして、本年の 2 月 21 日から 3 月 21 日まで国民からの御意見・情報の募集を行ったものでございます。

その結果でございますけれども、期間中、御意見あるいは情報というものはございませんでした。ただ、資料 4－1 の最後のページに記載がございますように、評価書（案）につきまして一部変更をさせていただいております。

内容といたしましては、添加物専門調査会の専門委員からの御指摘でございます。in vitro の DNA 損傷試験につきましては評価資料としては不適當であるということで、この部分については評価資料から削除した方がよいという御意見をいただきまして、これについては削除するというところでございます。

その外、文献の参照番号につきまして若干誤記載がございまして、そこを修正しているという内容になっています。

資料 4－2 のイソパレルアルデヒドについても、さきの品目と同様の審議の経緯をとっているものでございます。

国民からの御意見あるいは情報の募集の結果といたしましては、特に御意見・情報というものはございませんでした。ただ、このものにつきましても、最後のページでございますが、評価書について修正をさせていただいております。

修正の内容といたしましても「変更前」で「以上の結果から、本物質には遺伝毒性はないものと考えられた」というところがございますが、この「遺伝毒性はないものと考えられた」というところの根拠につきまして、少し丁寧に記載した方が良いのではないかとという御意見をいただきまして、「変更後」に記載のように修文をさせていただいております。勿論、評価の内容には影響ございませんので、この評価についてはこのままということに

させていただきたいと思います。

以上、資料４－１と資料４－２につきましては、したがいまして、評価書の方の一部修正をした上で関係機関の方に通知をしたいと考えているものでございます。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御質問、御意見がございましたら、よろしく願いいたします。よろしいですか。

それでは、本２件につきましては、添加物専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、パレルアルデヒド及びイソパレルアルデヒドは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられるということでよろしいですか。

それでは、続きまして、「オリサストロビン」につきまして説明願います。

○北條評価課長 それでは、資料４－３に基づいて御説明いたします。

評価書の３ページ「審議の経緯」を御覧いただきたいと思います。オリサストロビンでございますが、これは殺菌剤でございまして「審議の経緯」にお示しいたしますように、既に食品安全委員会における御評価をいただいております、これに基づいて残留基準が設定されているというものでございます。

今回、第２版の関係での評価要請で魚介類に対する基準設定の依頼がございまして、これに伴い、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。農薬専門調査会におきまして１回御審議をいただきまして、本日、評価書（案）が提出をされております。

今回、第２版の関係で追加の資料として提出されたものは、評価書（案）で言いますと、１３ページの「（２）魚介類における最大推定残留値」というところでございまして、この部分の結果が追加をされているということでございます。それ以外のデータの提出はございませんで、基本的にはADIの変更もないということでございます。

したがいまして、このものにつきましては国民からの御意見・情報の募集の手続をとらず、このまま、結果を関係機関の方に通知をしたいと考えているものでございます。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたらよろしく願いいたします。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、国民からの意見・情報の募集は不要とし、農薬専門調

査会におけるものと同じ結論となりますが、オキサストロビンの一日摂取許容量を 0.052mg/kg 体重/日と設定するという事でよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

それでは、続きまして、動物用医薬品 2 品目につきまして説明願います。

○北條評価課長 それでは、資料 4－4 と資料 4－5 に基づいて御説明をいたします。

まず資料 4－4 でございます。今回の評価の品目は、鶏のサルモネラ症に対します不活化ワクチンということでございます。「審議の経緯」に記載がございますけれども、本年 1 月 11 日に農林水産大臣より製造販売承認に係る食品健康影響評価、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

動物用医薬品専門調査会におきまして 1 回御審議をいただきまして、その評価書（案）につきましては、本年 2 月 7 日から 3 月 7 日まで国民からの御意見・情報の募集を行ったものでございます。

結果でございますが、後ろから 2 ページ目にございますように、期間中に御意見・情報というものはございませんでした。ただ、評価書（案）につきまして一部変更させていただきたいと思っております。

内容といたしましては、鶏サルモネラ症（ ）として書いてあったところでございますが、サルモネラ・エンテリティディスというものとサルモネラ・ティフィムリウムというものの間にございます「ポツ」を「スラッシュ」に変えるという変更をさせていただきたいと思っております。勿論、評価の内容には影響ございませんので、この調査会の結果をもって関係機関の方に通知をしたいと考えているものでございます。

資料 4－5 でございます。これは、先ほど資料 3 で御説明をいたしました動物用医薬品の有効成分でございますピルリマイシンの評価でございます。これにつきましては先ほども御説明いたしましたけれども、ADI の変更はございませんので、いわゆるパブリック・コメントの手続をとらず、そのまま関係機関の方に通知をしたいと考えているものでございます。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御質問、御意見がございましたらよろしくお願いします。よろしいですか。

スラッシュのところで、スラッシュに並行して棒があるから、それは外していった方がいいのではないですか。

○北條評価課長 これは変更箇所を示したアンダーラインです。

○見上委員長 わかりました。

それでは、鶏サルモネラ症（サルモネラ・エンテリティディス・サルモネラ・ティフィリウム）（アジュバント加）不活化ワクチンにつきましては、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる、ピルリマイシンにつきましては、国民からの意見・情報の募集は不要とし、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、ピルリマイシンの一日摂取許容量を 0.008mg/kg 体重/日と設定するということによろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「（５）BSE 対策に関する調査結果等について」でございます。厚生労働省の加地監視安全課長から報告がありますので、よろしくお願いいたします。

○加地監視安全課長 それでは、お手元の資料５－１、資料５－２を御説明いたします。

資料５－１の方ですが、平成 19 年 10 月末現在での BSE に対する現在のスタンニング、ピッシング等の状況でございます。

調査結果の中身については、例えば 1 ページの「２ 調査結果」の「３ 牛のとさつ時のピッシングについて」ということで、10 月末現在で、残り 34 施設がまだピッシングを行っているという報告になっております。

裏のページでございますが「５ 牛の特定部位の焼却について」に「（２）特定部位の焼却の確認について」という新たな調査事項を含めております。これについては経緯がありまして、四日市市営と畜場でこめかみ肉を不正に出しているのではないかという疑惑が発生いたしまして、これは新聞等でも報道されたんですが、その後の調査によって明確な事実関係は見つかりませんでした。

そうは言いまして、このと畜場においては焼却をきっちりと確認していなかったということが判明いたしましたので、現在、それはすべて改善をしておりますけれども、改めて全国で同様の事例がないかどうかということで確認をした次第でございます。

その結果といたしましては、154 施設のうちの 3 施設に記録の保管がなかったということが判明いたしました。それ以外のところについては記録も焼却の確認もきっちりやられていたということでございます。記録の保管がされていなかった 3 施設についても、一番下の「注」のところに書いていますように、すべて改善済みでございます。

資料５－２で、先ほどのピッシングをまだ行っている施設が３４施設ということでございますが、裏のページを見ていただきますと、前回、その内訳を私が報告させていただいたときには、ピッシングをやめた施設というところで自治体名等を書いておりましたが、まだやめていない施設がわからないという御指摘がありましたので、今回は中止していない自治体２８自治体における中止予定と中止していない施設数ということで、ここに書いております。

施設数といたしましては３４。今年、平成２０年３月末をもって中止する予定のところが２３自治体２８施設。来年度中ということで、今、計画しているのが５自治体の６施設、東京、大阪、和歌山、横浜、岡山ということになっております。

１０月末時点での報告では、確かに残り３４施設ということでございますけれども、私どもの方で２月１８日時点で聞き取り調査をしたところ、２８施設のうちの１２施設については既にピッシングは中止されておりました。残りの１６施設について、３月いっぱいでの見込みをもう一度確認したところ、既に５施設については終了していたということで、２８施設のうちの１７施設については既に終了済みということでございます。あと、残りの１１施設については今月いっぱいということで、鋭意、今、作業をしていると報告されております。

残りの６施設５自治体につきましても聞き取りをいたしましたところ、東京都はもう３ラインのうちの１ラインは既に完備したということでございますし、あと和歌山の方は牛を固定するための施設についての補助金を申請しております、それが下りればやめるという予定が入っております。岡山市については予算措置ができたと聞いております。残り大阪府、横浜市についてはまだ具体的なスケジュールが出ておりませんが、私ども鋭意指導して期限内に終了するよう努めていきたいと思っております。

以上です。

○見上委員長　どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問等ございましたら、よろしく願いいたします。よろしいですか。

○小泉委員　東京都の１つというのは芝浦ですか。

○加地監視安全課長　東京都の芝浦です。今、牛のラインが３ラインあるんです。そのうちの１ラインは既に整備が終わった。あと順次、次のライン。ラインをとめて工事をしなければいけないので、次にとめて、それを作業する。それができれば、また隣のラインということなんです。

○小泉委員　恐らく私たちも見学に行かせていただきましたけれども、かなり狭いところ

で非常に多数の牛を処理されているようなので、多分、そこで働いている労働者の方々の傷害問題とか、そういうことがかなり影響しているんでしょうか。

○加地監視安全課長 当初、そういう話もありましたけれども、その部分についてはもう解決しております。

○見上委員長 外にございませんか。どうぞ。

○野村委員 今のは施設数の話でしたが、と畜頭数全体で見て、どのぐらいが既にピッシングで行われ、どのぐらいがピッシングで行われていないかという数字はわかりますか。

○加地監視安全課長 資料5-2の裏の中央に表がございますが、その一番右端のところに「ピッシングを中止している牛のと畜頭数の割合」ということで、平成19年度末、平成20年3月末で88%という数字になっております。

○見上委員長 よろしいですか。外にございませんか。

それでは、本件につきましては、次回の調査結果等が取りまとめられましたら、また当委員会に御報告いただくようお願いいたします。加地さん、どうもありがとうございます。

それでは、次の議事に移らせていただきます。

「(6)平成20年度食品安全委員会運営計画について」でございます。本案につきまして、国民からの意見の募集手続等が終了しておりますので、事務局から説明願います。

○大久保総務課長 それでは、資料6に基づきまして御説明申し上げます。

表紙をめくっていただきまして「審議の経緯」がございます。ここに書いてございますように、平成20年2月8日に企画専門調査会の審議を経まして、2月13日にこの委員会で報告し、2月14日から3月14日まで国民からの意見募集を行いました。その結果、3件の意見が提出されてきております。

資料の9ページまでが運営計画になっておりまして、次のページを御覧ください。そこから「参考」ということで、意見募集の結果及びそれに対する考えというのをまとめてございます。これにつきまして簡単に御紹介したいと思います。

まず最初、大きい4のところの第1でございます。ここで運営計画におきまして、「ポジティブリスト制度」という言葉を、裸で使っておりましたけれども、「食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度」と丁寧に書いた方がいいのではないかという意見がございました。したがって、これにつきましては御指摘のとおり修正するという形で、運営計画を修正したいと考えております。

第2でございます。専門委員の人選につきまして、公募制とか学会からの推薦等の工夫

があるといいのではないかという御指摘でございます。

この考え方でございますけれども、食品安全委員会の専門委員につきましては専門調査会の特性がいろいろございます。これに応じて、学識経験者を幅広く選考するというのが考え方でございます。

したがいまして、公募制とか学会の推薦等につきましては、やはり専門調査会の特性に対応した専門家としての適正の見極めがなかなか難しいのではないかということ。また、候補者がどうしても限定されてしまうという問題がございますので、現在とっていないというところでございます。

なお、企画専門調査会とリスコミの調査会につきましては、御承知のとおり一部の委員について公募制をとっているというところでございます。そのような考えを記載しております。

第3が評価の関係でございます。第1番目でございますけれども、審査終了までの一般的な所要日数を示したらどうかという意見でございます。

これにつきましては考え方を整理してございますけれども、調査審議の過程で、リスク管理機関に対し、追加資料等の要求を行う場合などもあるということで、評価終了までの所要日数を、予断を持って決めるなりお答えするというのは困難であるという回答とさせていただきます。

なお、平成20年度の運営計画におきましては、平成19年度までに評価依頼を受けた案件につきましては、一部の例外を除きまして、平成20年度中に評価を終了するよう努めるという旨を記載させていただいております。

2ページ目の2つ目の欄でございます。これも評価関係でございますけれども、御意見としてはより速やかに審査・承認プロセスを進めていただきたいということ。また、新しい農薬や食品添加物から審議してはどうかというものでございます。

これにつきましてはの回答でございますけれども、私どもの評価については、原則としてということではございますが、リスク管理機関からの評価依頼を受けたものから、順次、評価を行っていくということでやっておるところでございます。

なお、承認プロセスにつきましては、リスク管理機関の方にその意見を伝えるということで回答を書いております。

次の評価関係の御意見でございますけれども、厚生労働省の方で、通知で「食品添加物の指定及び使用基準改定に関する指針について」というもの、いわゆるガイドラインと言われているものですが、出ております。これを満たす資料がリスク管理機関である厚労省

から提出されるべきである。そして、それに基づいて審査すべきであるという御意見でございます。

これについての回答でございますけれども、私どもの調査審議については、まずリスク管理機関から提出された資料のみならず、国内外の科学的知見を基に総合的に評価しておりますというのが、まず前提でございます。

食品添加物の評価につきましても、厚労省から提出された資料が御指摘の厚生労働省のいわゆる通知を満たしているか否かというのは、必ずしもそれにとらわれることなく、私ども委員会としては総合的に評価を行っていますというスタンスでございます。

それと、食品添加物のガイドラインにつきましては、委員会としても現在、作成のため必要な情報の整理を行っているということで、それについては調査会の審議を経た上で策定するということを書かせていただいております。

2 ページ目の一番下のやはり評価の関係でございますけれども、この意見におきましては、迅速な審査を進めるため食品安全委員会の人員・予算がより一層拡充されることを望みますということでございます。

それに対する回答でございますけれども、迅速かつ円滑な評価を実施するために、農薬専門調査会の運営方法の見直しを行うなど審議体制の強化を行うこととしておりますということが1つ。

なお、今後とも必要な予算及び人員の確保に努めていくという考えを述べさせていただきます。

3 ページ目の一番上の欄でございます。御意見といたしまして、清涼飲料水の審査を速やかに進めるとともにリスク管理を合理的、効果的に行ってくださいという意見がございます。

これにつきましては、清涼飲料水の規格基準に係ります評価につきましては、農薬9物質、化学物質・汚染物質9物質の調査審議が既に終了しております。

あと、今後の調査審議でございますけれども、評価に係る優先順位の検討を行う。また、類似物質のグループ化とか、あるいは国内外の評価書の活用等について検討して、迅速、効率的な審議に努めるということを書かせていただいております。

また、リスク管理体制についての意見については、厚労省の方にお伝えするという形でまとめております。

次に、今度はガイドライン関係でございますけれども、食品添加物の指定及び使用基準の改正に関する指針、これは先ほどの厚労省の通知でございます。この修正を検討すべき

ではないかという意見でございます。

これは厚労省の通知でございますので、これについては厚労省にお伝えしますと書いてございます。

なお、委員会におきましても食品添加物に係る評価ガイドラインの策定を進めているところでございまして、既存添加物の名簿にない「天然添加物」の評価をすることも考慮することとしていますということを記載させていただいております。

また、ガイドライン関係でございますけれども、残留農薬、食品添加物に係る評価に関するガイドラインの策定を検討してくださいというものでございます。

これにつきましては、リスク管理機関と調整の上で、ポジティブリスト制度の導入に伴い暫定的な残留基準が設定された農薬等に係る評価ガイドラインの作成を進めることとしていますということでございます。

それと、食品添加物につきましては、今、評価ガイドラインの構築に必要な情報の整理をしているということを併せて記載しております。

3 ページの一番下でございます。評価技術研究の分野でございますけれども、食品健康影響評価技術研究の結果を速やかに公表してくださいというものでございます。

これにつきましては、平成 19 年度が最終年度の研究課題につきましては、事後評価を実施した後、速やかに研究の成果を委員会のホームページに掲載したいという考えを示しております。

あと、研究課題の採択に当たっては、研究計画の内容を重視した評価を行っておるということで、良い評価が得られれば若手研究者のものについても積極的に採択することとしておりますという回答としております。

4 ページ目の 2 つ目の欄でございます。これは自ら評価に関するものでございます。意見は、自ら評価の案件が少ないのではないかと。予算を確保し、案件を大幅に増やしていただきたいということ。国民から広く意見を募集していただきたいという内容でございます。

これについての回答でございますが、自ら評価につきましては、企画専門調査会において、国民からの意見や情報収集の分析結果に基づいて検討を行い、自ら評価を行う案件あるいはファクトシートの作成を行う案件を決定しておりますという考えを示しております。

そして、自ら評価案件の決定につきましては、意見交換会を開催しているということ。また、今後、国民のニーズに応えられるように、適正な運営に更に努めていきたいということを記載させていただいております。

第 4 が、リスクコミュニケーションの促進関係でございます。1 つ目が、リスクコミュ

ニケーターの活躍の場を検討してくださいということでございます。

これについての回答でございますけれども、リスクコミュニケーターの育成については、その後の地域における効果的・効率的な活動展開を考慮するというところで、地方自治体と連携して実施していくという考えに基づいてやっておるということを記載しております。

そして、パラグラフを1つ飛んで「さらに」にありますけれども、受講者の活躍できる場の設定については、地方自治体と連携して実践的な活動モデルを検討したい。そして、その情報を広くフィードバックしていきたいということを書かせていただいております。更に、その際には、リスク管理機関との連携も検討していきたいということでございます。

なお書きで、平成20年度から計画しておりますインタープリターの育成についても、同様の考えに立って、実施方法について検討を進めていきたいということを書かせていただいております。

大きい第6の情報関係で4ページ番下の欄になりますが、御意見といたしまして、全国健康被害に係る情報を集約・解析し、健康被害を未然に防止するために情報を発信する仕組みをリスク管理機関と連携して整えてくださいというものでございます。

この回答につきましては、私ども委員会、行政機関、外国政府、医療機関、関係学会、団体、新聞等のマスコミ、学術専門誌、インターネット等を通じて、国の内外における食品の安全性の確保に関する情報をリスク管理機関と連携しつつ一元的に収集、その情報を整理、分析してデータベース化に取り組んでいますということを書いてございます。

委員会及びリスク管理機関におきましては、相互で連携しながら、報道機関なりホームページ等を通じて国民への情報提供に努めていきたい。また、今後とも、わかりやすい適切な情報提供に努めていくという考えを述べさせていただいております。

続きまして、5ページの2つ目の欄で、食品安全総合情報システムの検索方法について検討してくださいということでございます。

これにつきましては、今後、平成21年度から「システム」の更新を予定しておるということで、この中で利用者の利便性向上のための検索方法の改善についても検討を行うということを書かせていただいております。

次の意見としては、国際的な食品に係る食品安全管理体制について、情報を収集し、輸入食品に由来する健康被害を未然に防止するよう努めてくださいということでございます。

これにつきましては、今、委員会においてはリスク管理機関などと連携して、先ほど申し上げましたような情報の収集、整理を行っている。そして、委員会を始め各機関はこれらの情報を活用して食品の安全性の確保のために、必要な措置を講じているという基本的

考えを述べさせていただいております。今後とも、食品の安全性の確保が図られるよう、適切に対応していきたいという記載としております。

最後になります。5 ページの一番最後で、中国産ギョウザにつきまして検疫を含め防止できなかったかどうか、この検証をしてほしいということ。また、食品安全基本法を含む法体系についても、併せて検証していただきたいという内容でございます。

これにつきましては、6 ページの一番上のところに書いてございますけれども、本事案につきましては、現在、原因究明を政府として進めているということで、「食品による薬物中毒事案の再発防止策」、これは2月22日の申合わせでございますけれども、それにおきまして、食品衛生法に基づく都道府県知事等から厚生労働省への食中毒等の連絡対象の拡大、あるいは輸入加工食品の監視体制の強化などの対策が講じられることになっておりますということ。

また、食品安全基本法におきましては、食品供給過程の各段階において適切に安全確保が講じられなければならないとされており、国、地方自治体、食品関連事業者においてそれぞれの責務を踏まえて、食品の安全性の確保に努めていくということが重要であるという考え方を記載させていただいております。

以上が主な概要でございます。結果としては7 ページにございますように、先ほどのポジティブリスト制度の記載を変更しまして、最終的な計画（案）としたいということでございます。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしくお願いいたします。よろしいですか。

それでは、本委員会としましては、「平成20年度食品安全委員会運営計画」について、決定してよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「（7）平成20年度食品安全モニターの依頼について」、事務局から報告願います。

○西村勸告広報課長 それでは、資料7に基づいて御報告いたします。

食品安全モニターというのは人数的には全部で470名いるんですけども、そのうちの半分を任期2年で毎年改選していくという方法をとっております。したがって、今回は235名の方に平成20年度、平成21年度にわたる2年間の任期で仕事をやってもらうと

ということで、1月から2月にかけて応募いたしました。そうしたら、約1,200名の応募がありまして、競争率にしまして5倍強という数字になります。

1,200名から絞り込む際には、基本的には応募理由等を見まして、特にモニターへの意欲が強く感じられる。あと、積極的な活動が期待できる。更には、知識や経験に基づいた有益な情報なり意見がいただける方というふうに絞り込みまして、235名。

内訳としましては、まず真ん中ぐらいにあります男女比は3対7で女性の方が多いです。あと、年代別の比率で言いますと、特に前年に比べますと30代、40代の方の比率が高まり、逆に70代以上の比率が低くなっているということが言えます。

以上、235名に関しましては4月1日付けで依頼するという方向で、今、考えております。

報告は以上です。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問等ございましたら、よろしく願いいたします。よろしいですか。

それでは、事務局は、平成20年度食品安全モニターの依頼手続を始めるようお願いいたします。また、モニターの皆様の更なる活動を期待するとともに、引き続き、地域への情報の提供にも御協力いただけるよう、よろしくお願いいたします。

次の議事に移らせていただきます。

「(8) その他」ですが、事務局から報告事項があると聞いておりますので、よろしくお願いいたします。

○酒井情報・緊急時対応課長 お手元の追加資料に基づきまして、食品による薬物中毒事案についての御報告を申し上げます。

追加資料の1ページ目「1. 事案の概要」については、有機リン中毒と確定した患者数10名ということで変化はございません。

続きまして、2ページ目「2. これまでの対応(政府)」でございますが、先週、委員会会合が開催されませんでしたので報告が遅れましたけれども、3月13日木曜日、警察庁から千葉県警において、市川市事案の被害者が吐き出したギョウザの定量分析を行ったところ、高濃度のメタミドホスが発出された旨を広報したということが報告されております。濃度は、皮から3,580ppm、具から3,160ppmということでございます。

報告は以上です。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の報告につきまして、何か御質問等ございましたら、よろしくお願ひします。

小泉委員。

○小泉委員 先々週にお願いして、今回、新聞とか報道からではなく具体的に御報告いただき、ありがとうございました。

ところで、分析の問題なんですが、これは皮と具をそれぞれ見ますと、ほとんど測定値が同じなんです。それで、分析法を調べていただきましたところ、それぞれ皮と具を分離して、十分にミックスして均質にしてから測定したということなんです。

したがって、問題となったギョウザの商品は、商品全体にこの濃度レベルで汚染されていると考えられるのではないかと思います。また、神戸で起こった事例の症状から見ても、恐らく同程度ぐらいの混入があったのではないかと思います。

こういった非常に高濃度のものは故意に混入されない限り、とても農薬の残留というレベルの問題ではあり得ないと思います。食品安全委員会がこういった事件性に近い、あるいは故意とか何らかのミスで入った可能性のものについてはあまり関わる理由はないと思いますけれども、ただ、患者数について今月末で報告を終了するということがありますし、そういった中で、今後も再発防止のためにしっかりと科学的な原因究明をしていただきまして、重要な結果について、逐次、公表していただければと思います。

あとは個人的な感覚ですが、最近の報道や政府の対応を見ていると、何となくこのまま日本も中国も平行線のままでうやむやになるような懸念が私自身感じられますので、そういうことのないように、中立・公正に評価すべき我々食品安全委員会としての立場からもよろしくお願ひいたします。

以上です。

○見上委員長 御意見、どうもありがとうございました。

外にございますか。よろしいですか。

それでは、外に議事はございますでしょうか。

○大久保総務課長 特にございません。

○見上委員長 ありがとうございました。

これで、本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。

以上をもちまして、食品安全委員会第231回会合を閉会いたします。

次回の委員会につきましては、4月3日木曜日14時から開催を予定しておりますのでお知らせいたします。

また、来週 31 日月曜日 14 時から、農薬専門調査会幹事会が公開で、引き続き、総合評価第二部会が非公開で開催される予定となっております。

本日はどうもありがとうございました。以上です。